平成２１年（フ）第３１６号
宮崎県延岡市祝子町3126番地
債務者　松田美知子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４６号
宮崎県日向市迎洋園２丁目26番地
債務者　松尾　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１７号
鹿児島県鹿屋市田崎町2274番地９、旧住所鹿児島県鹿屋市川西町4293番地　１号棟
債務者　崎田　恵利
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
山口県下関市新地町４番５―804号　アミティビブレ下関
債務者　安倍　正幸
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
秋田県湯沢市西新町11番４号　第六由利コーポ11号室
債務者　佐々木喜市
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１７号
長崎県島原市萩原１丁目5915番地
債務者　松本　和之
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
福島県いわき市平字新川町56番地の３　柏コーポ101
債務者　高田恭三郎
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第４３号
福島県いわき市小名浜玉川町北７番地の２
債務者　阿部　正則
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１１号
長崎県平戸市田平町山内免381番地１　河合アパート２Ｆ、従前の住所長崎県松浦市志佐町高野免60番地１
債務者　梶　　翔猛
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
沖縄県糸満市字真栄里1860番地の１　県営真栄里団地６棟302号
債務者　渡部　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第８３０号
熊本市上代１丁目７番25号
債務者　杉江紀代美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１５１号
熊本県上天草市大矢野町中10784番地13、住民票上の住所熊本県上天草市大矢野町中7855番地
債務者　松藤ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９６号
熊本市池上町524番地　池上団地２Ｃ―１棟302号
債務者　余宮智加子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９７号
札幌市東区中沼西２条２丁目６番11号　コーポケイアイ101号
債務者　原田　雅浩
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目６番17号　レジデンス白戸102号
債務者　白畑　直喜
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０９号
札幌市豊平区平岸４条７丁目６番18号　フェアリー平岸103号
債務者　駒澤　朋美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９７号
北海道北斗市東浜２丁目１番15号　レオパレスシーサイドⅢ103号室、申立時の住所札幌市東区北15条東18丁目４番12号　ハイツ橋本102号
債務者　武井　國藏
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部